

別表

社会福祉法人 山室山福社会  
理事等役員の報酬及び旅費交通費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、法人経営にかかる役員の報酬及び旅費交通費について、定めることを目的とする。

(役員)

第2条 「役員」とは、理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任の委員をいう。

(報酬等)

第3条 役員の報酬等は、その勤務実態に応じて、以下の通り支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。  
但し、報酬等は、役員本人より辞退の申し出があった場合はこの限りではない。  
施設長または職員である理事、評議員選任・解任委員には、この報酬及び旅費交通費は支給しない。

報酬	①理事長の報酬は、法人用務に従事する都度、日額12,000円とする。 ②理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬は、該当する会議に出席する都度、1回当たり、5,000円とする。 ③臨時に、特定の議題について、理事、業務執行理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の意見を集約し審議する場合の報酬は、1回当たり2,000円とする。
旅費交通費	山室山福社会旅費規程を準用する。 但し、片道4km未満については支給しない。

2 理事長、理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が200万円を超えない範囲とする。

付則

この規程は、平成25年11月18日から施行する。  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規定は、平成29年3月17日から施行する。  
この規定は、令和3年4月1日から施行する。